

鳥取県食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急対策事業費補助金交付要綱

制 定 令和3年3月26日付第202000335701号
最終改正 令和8年3月30日付第202500231972号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、国事業の食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急対策事業を活用して食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等が行う輸出先国の規制やニーズに対応した輸出への取組を支援することにより、本県農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急対策事業交付等要綱（令和4年12月5日付4輸国第3346号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づき別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助対象経費（補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業者が行う補助事業に係る別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について国の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（報告及び検査）

第7条 知事は、補助事業者に対し補助事業の遂行状況に関して必要な報告を求め、又は実地検査をすることができるものとする。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の4月1日のいずれか早い日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月1日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超えるときは、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金の支払）

第9条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支出実績額に対応する補助金を補助事業者に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は補助事業者から次項の規定により、補助事業にかかる経費について支出実績額の確定前の補助金の概算払（以下「概算払」という。）を請求されたときは、その内容を審査し、適切と認められる場合は、原則として鳥取県の会計年度に1回に限り、交付決定の範囲内で補助事業者が申請する額を支払うことができるものとする。
- 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、本補助金に係る専門口座を設けた上で、様式第4号の概算払請求書、様式第5号の資金収支計画書及び当該専門口座の預金通帳の写しを知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又

は不足額の支払を行うものとする。

- 5 概算払を受けた補助事業者は、補助事業期間中は第3項に規定する専門口座を概算払の受け入れ、補助対象経費の支払及び補助事業実施のための自己資金の預け入れ以外の用途に用いてはならない。
- 6 規則第20条第1項の申出は、様式第6号により行うものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省第18号)別表に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設及び機器

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について国の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(利益等排除)

第11条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合は、交付等要綱第38の規定に基づき利益等相当分の排除を行うものとする。

(収益納付)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を処分したことにより、収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(事業の実施)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加する者に対し、様式第7号により指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(財産に関する書類の保管)

第14条 補助事業者は、取得財産等について処分制限期間を経過するまでの間、様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

2 規則第26条又は前項の規定に基づき作成し、整備し、及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(提出書類の部数等)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とし、販路拡大・輸出促進課に提出

しなければならない。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年3月30日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業	交付等要綱第4の(4)及び(5)に掲げる要件を満たす者	交付等要綱第6の2の(1)及び(2)に掲げる経費	1/2以内 ※補助金額の上限は6億円とし、下限は250万円とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体又は事業実施場所の変更 2 補助金の増額又は30%を超える減額 3 事業の内容又は成果目標(目標値の変更を含む。)の変更 4 事業の中止又は廃止

様式第1号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業計画（報告）及び収支予算（決算）書

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 事業費

区 分	事 業 概 要	補助対象 事業費 (A)=(B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負 担 区 分					備 考	
			自己資金		地方公共団体等による助成金				補助金 (F)
			(B)	うち 貸付金	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)		
1 施設等整備事業		円		円	円	円	円		
2 効果促進事業									
計									

- (注) 1 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。
- 2 施設等整備事業を行うに当たって、補助金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
- 3 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(表)

事業概要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
	〇〇金融公庫	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	
	〇〇農協	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	

III 経費の配分及び負担区分

区分	補助対象 事業費 (A) = (B) + (C) + (D) + (E) + (F)	負担区分					備考
		自己資金		地方公共団体等による助成金			
		(B)	うち 貸付金	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)	補助金 (F)
1 施設等整備事業費 2 効果促進事業費	円		円	円	円	円	円
合計							

IV 事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 補 助 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 補 助 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

VI 添付書類（実績報告時）

- ・施設等整備事業にあつては、出来高設計書及び財産管理台帳（様式第8号）の写し
- ・事業実施計画書の写し
- ・整備した施設・設備等の写真
- ・請求書、納品書、領収書など事業費が確認できるもの 等

様

鳥取県知事 氏 名

〇〇年度鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金
交付決定通知書

〇〇年〇月〇日付第〇〇号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象事業費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象事業費の実績額について、鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金交付要綱（令和3年3月26日付第202000335701号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜産産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省第18号）及び食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付等要綱（令和4年12月5日付4輸国第3346号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

事業実施主体 職氏名

〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇月〇日付第〇〇号により交付決定の通知のあった鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等
対応施設整備緊急対策事業費補助金について、鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備
緊急対策事業補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額		
（1）補助金（交付決定額）の確定額	金	円
（2）補助対象事業費（算定基準額）の確定額	金	円
2 実績報告控除税額		
	金	円
3 交付決定控除税額		
	金	円
4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額		
	金	円
5 補助金返還相当額		
	金	円

（注）参考となる資料を添付すること。

鳥取県知事 様

事業実施主体 職氏名

〇〇年度鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇月〇日付第〇〇号により交付決定を受けた鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金については、鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付決定額	円
支払希望額	円
支払希望時期	年 月 日
概算払を希望する理由	
口座情報	銀行名： 支店名： 種別： 口座番号： ふりがな 口座名義：
添付書類	・様式第5号 資金収支計画書 ・専用口座の預金通帳の写し ・請求書等実績（見込み）額を確認できる資料の写し

資金収支計画書

実施項目	実施時期（年 月）

1 収入の部

（単位：円）

		金額	備考
自己資金			
借入金			
補助金	概算払額		今回支払希望額と一致すること
	上記以外		
	小計		
その他			
合計			補助対象事業費の合計と一致すること

2 支出の部

（単位：円）

経費区分	内容 (積算明細)	補助事業に 要する経費	補助対象 事業費	支払予定時期 (年 月)
施設等整備 事業費				
効果促進 事業費				
合計				

鳥取県知事 様

事業実施主体 職氏名

〇〇年度鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金支払申出書

〇〇年〇月〇日付第〇〇号により交付決定を受けた鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金の支払について、鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金交付要綱第9条第6項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業の名称	
交付決定額	円
支払時期・支払額 の変更希望内容又は 支払停止希望額	年 月 日
支払時期・支払額 を変更または支払 停止を希望する理 由	
添付書類	・様式第5号 資金収支計画書 ・専用口座の預金通帳の写し

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 職氏名 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴社発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は鳥取県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は鳥取県から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

様式第8号（第14条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区	事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名				処分制限期間		処分の状況		摘 要
事業の内容				工 期		経 費 の 配 分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	補助対象 経費	負 担 区 分								
							補助金	都 道 府県費	市町村 費	その他					
計															
合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。